

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第835号

2017年(平成29年)2月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

労働会館の再整備に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について
(答申)

2017年(平成29年)1月23日付けで諮問(第835号)された労働会館の再整備に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供すること及び条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて包括的に取扱う理由は, 認められない。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (5) 条件については, 「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

労働会館については昭和51年、藤沢公民館については昭和39年に建築され、共に老朽化が進んでいる。また、藤沢公民館は狭隘であることから、利用者や地域住民からは、早急な建て替えが望まれている。労働会館及び藤沢公民館については、早急に安全性の確保を図る必要があることや、藤沢公民館は、地区防災拠点施設としての機能向上の必要があることから、藤沢市公共施設再整備基本方針に基づき、労働会館跡地に地域周辺施設を含めた複合化による再整備を行うものである。

本再整備を行う対象施設・機能については、既存施設では藤沢公民館、労働会館、藤沢市民図書室、藤沢西部地域包括支援センター、地域生活支援センターおあしす、藤沢子供の家、藤沢西部地区ボランティアセンター、新たな機能としては、放課後児童クラブ、全市的な生涯学習を推進するための機能を設置し、合計9つの施設・機能となり、多世代の方が施設を利用し、多くの職員が執務する計画である。

9つの施設運営主体が様々であり、休日及び時間外で使用していない施設には、今年度行っている実施設計の中で、機械警備にて施錠を行うセキュリティ対策を計画する。

運営する日時も様々であることから、取り扱っている個人情報の保護や防犯及び事故の対策として、施設運営上においては、防犯カメラを施設敷地内に設置することが、犯罪の未然防止及び抑止に有効であると考えられる。

つきましては、藤沢公民館・労働会館等複合施設建設実施設計において、防犯カメラ及び録画機器を設置することに伴い、個人情報を本人以外のものから収集する必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略、録画映像のコンピュータ処理を行う必要性について諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ映像データ録画の目的は、複合施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、当該施設で発生した窃盗・器物損壊・放火・建造物損壊に限り目的外提供を行うことができるものとする、包括的な取り扱いをする必要があると判断したものである。なお、映像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者，検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ映像データ（必要最低限の範囲に限る）

また，目的外提供につきましても，犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」（資料4）に基づく運用を行う。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は，防犯カメラ映像データであり，また，当該映像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため，個人を特定することは事実上困難であることから，通知の送付先が特定できない。以上のことから，本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像保存については，データの蓄積容量も多く，長期的に使用しても映像が劣化せず，必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し，コンピュータ処理を行う。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ映像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては，録画機器は管理事務室に配置し，転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。また，操作を行う際にはパスワードの設定で管理することで，防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては藤沢市個人情報の保護に関する条例，藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い，適正に取り扱うこと，並びに（仮称）「藤沢公民館・労働会館等複合施設」防犯カメラ運用基準の定めに従い管理するものとする。

なお，設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。また，防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には，録画された映像は使用しないものとする。

(6) 実施時期

2019年（平成31年）4月

(7) 提出書類

ア 資料1（仮称）「藤沢公民館・労働会館等複合施設」防犯カメラ運用基準

イ 資料2 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

ウ 資料3 設置機種

- 工 資料 4 設置場所
- 才 資料 5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ映像データ録画の目的は、複合施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ映像データであり、また、当該映像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

ア 目的外に提供することに係る包括的な取扱いについて

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、当該施設で発生した窃盗・器物損壊・放火・建造物損壊に限り目的外提供を行うことができるものとする、包括的な取り扱いをする必要性があるととしている。

しかしながら、近年の実績において犯罪発生の実実はなく、現時点においては、施設管理の主体も明確ではない。

よって本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

イ 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

(3)アで前述したとおり、目的外に提供することに係る包括的な取扱いが認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分

の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

(ア) 録画機器は管理事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。

(イ) 操作を行う際にはパスワードの設定で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

(ウ) 日常的な管理としては藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに（仮称）「藤沢公民館・労働会館等複合施設」防犯カメラ運用基準の定めに従い管理するものとする。

(エ) 設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

(オ) 防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には、録画された映像は使用しないものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 条件

防犯カメラの撮影範囲を明確に示すこと及び施設管理者の運用実態が明確になったら報告することを条件とする。

以 上